

附 則

- 1 この要項は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この要項の施行の日前に他の公的奨学金の貸付け又は給付を受けるようになった場合における貸付けの停止については、なお従前の例による。

熊本県告示第335号の3

平成12年9月6日熊本県告示第724号（農作物共済の基準）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成16年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「牛深市、葦北郡」を「牛深市、上天草市、葦北郡」に改める。

登 載 依 頼

熊本県公安委員会告示第9号

平成6年10月28日熊本県公安委員会告示第12号（熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域）の一部を次のように改正し、平成16年3月31日から施行する。

平成16年3月31日

熊本県公安委員会委員長 小 栗 宏 夫

1の表熊本東警察署託麻交番の項位置の欄中「長嶺東八丁目」を「戸島西四丁目」に改め、同項所管区域の欄中「熊本市小山町」の次に「、小山一丁目、小山二丁目、小山三丁目、小山四丁目、小山五丁目、小山六丁目、小山七丁目」を、「長嶺東八丁目」の次に「、長嶺東九丁目」を加え、「長嶺町」を「神園一丁目、神園二丁目」に改め、「石原町」の次に「、石原一丁目、石原二丁目、石原三丁目」を加え、同表玉名警察署南関交番の項所管区域の欄中「向原」の次に「、上坂下、下坂下、四ツ原」を加え、同表玉名警察署坂下駐在所の項及び津田駐在所の項を削り、同表玉名警察署板楠駐在所の項所管区域の欄中「中林」の次に「、津田、岩、太田黒、平野、野田」を加え、同表荒尾警察署四ツ山交番の項所管区域の欄中「荒尾大谷」の次に「、東屋形一丁目、東屋形二丁目、東屋形三丁目、東屋形四丁目」を加え、同表荒尾警察署倉懸交番の項を削り、同表荒尾警察署緑ヶ丘交番の項所管区域の欄中「、平山（岱洋東、岱洋西）、本井手（岱洋東、岱洋中、岱洋西）、上井手（岱洋東）」を、「朝日丘）、平山、上平山、本井手、上井手、下井手」に改め、「井川口」の次に「、原万田（倉懸東、倉懸中、倉懸西、万田社宅、妙見、妙見社宅）」を加え、同表荒尾警察署平井駐在所の項を削り、同表山鹿警察署管轄署所在地の項所管区域の欄中「大字山鹿」の次に「、上吉田」を、「城」の次に「、久原、蒲生」を加え、同表山鹿警察署久原駐在所の項を削り、同表山鹿警察署豊田駐在所の項位置の欄中

「鹿本郡 を 同 に改め、同表菊池警察署七城駐在所の項所管区域の欄中「（間所）植木町 同 」

を「、山崎、水次、岡田、流川、辺田、荒牧、加恵、高田、台、瀬戸口」に改め、同表菊池警察署流川駐在所の項を削り、同表松橋警察署管轄署所在地の項所管区域の欄中「松橋町大字松橋」を「松橋町きらら一丁目、きらら二丁目、きらら三丁目、大字松橋」に改め、同表松橋警察署砥用交番の項交番駐在所名の欄中「砥用交番」を「砥用駐在所」に改め、同表八代警察署八代駅交番の項所管区域の欄中「日置町」の次に「、上日置町」を、「島田町」の次に「、長田町」を加え、同表八代警察署中片駐在所の項所管区域の欄中「、長田町、上日置町」を削り、同表宮原警察署鏡交番の項所管区域の欄中「鏡村」の次に「、両出、宝出、具州、塩浜、北新地」を加え、同表宮原警察署両出駐在所の項を削り、同表芦北警察署管轄署所在地の項交番駐在所名の欄中「芦北郡」を「葦北郡」に改め、同表芦北警察署天月駐在所の項所管区域の欄中「白石」の次に「、吉尾、簸瀬、海路、上原、大岩、黒岩、立川、大尼田、松生」を加え、同表芦北警察署吉尾駐在所の項を削り、同表水俣警察署管轄署所在地の項所管区域の欄中「陣内二丁目」の次に「、陣内」を加え、「、旭町一丁目、旭町二丁目、大園町一丁目、大園町二丁目、大園町三丁目、大黒町一丁目、大黒町二丁目、浜町一丁目」を削り、同表水俣警察署水俣駅交番の項位置の欄中「桜井町二丁目」を「桜井町一丁目」に改め、同項所管区域の欄中「水俣市浜町二丁目」を「水俣市旭町一丁目、旭町二丁目、大園町一丁目、大園町二丁目、大園町三丁目、大黒町一丁目、大黒町二丁目、浜町一丁目、浜町二丁目」に、「多多良町」を「多々良町」に、「八窪町一丁目、八窪町二丁目、月ノ浦」を「八ノ窪町一丁目、八ノ窪町二丁目、月浦」に改め、同表水俣警察署袋駐在所の項所管区域の欄中「月ノ浦」を「月浦」に改め、同表水俣警察署津奈木駐在所の項位置の欄中「芦北郡」を「葦北郡」に改め、同項所管区域の欄中「泊、大泊、仮泊、浜、塩迫、浜平、鶴越を除く。」を「竹中行政区、染竹行政区、浜崎行政区、桜戸行政区、町中行政区」に改め、同表水俣警察署福浜駐在所の項所管区域の欄中「泊、大泊、仮泊、浜、塩迫、浜平、鶴越」を「新川行政区、古川行政区、大泊行政区」に改め、同表人吉警察署深水駐在所の項所管区域の欄中「（小森、立目、宮ノ本、馬場、上松馬場、